○厚生労働省告示第二百三十六号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき、納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年七月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

名称	所在地	指定した日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号	平成二十五年七月一日

○農林水産省告示第二千百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市古枝字小峯乙一二六五の四、乙一二七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山馬川字下ノ門二八一、二九六の一、二九八、三〇一の一、三一四、四三九の四、字唐ノ向一二五六、一二五七の一、一二五八の一、一二六四の一、一二六五、一二七二の六、字宮ノ前八四七の一、九二七の一、九四五、九七〇、九七一の一、九九〇の一、字峠口一七二六の四、一七二八の四、一七三七の二、一七四〇の一、字生木七三八の九、字隣山二一八八、字谷口一七〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字平野二九一五の八、二九一七、二九一九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町天川字山ノ元一八三五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町阿須那一八四一、一八四三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町河村三六、三七、三七の一、三八（次の図に示す部分に限る。）、三九、四〇、四〇の一、四一、四二、四三の一、四三の二、四五から五五まで、一二七七、一二七七の一、一二七八、一二七九、一二七九の一、一二八〇から一二八二まで、一二八二の一、一二八三の一、一二八三の二、一二八四、一二八六から一二八八まで、一二八九の一、一二八九の二、一二九〇、一二九一、一二九一の一、一二九二、一二九二の一、一二九二の二、一二九三、一二九四、一二九四の一、一二九五から一二九七まで、一三〇〇、一三〇〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十日

農林水産大臣　林　芳正